

●香川県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年5月31日から同年6月21日まで一般の縦覧に供する。

平成23年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 436号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町橘字餅山甲756番1地先から 小豆郡小豆島町安田字走り出1033番地先まで	前	6.6~26.6	3,434	設計変更に伴う一部区域の追加並びに平成15年香川県告示第366号及び平成19年香川県告示第414号で変更した区域の一部区域の除外による区域変更並びに当該区域変更により追加された区域、平成15年香川県告示第366号及び平成16年香川県告示第548号で変更した区域の一部並びに平成19年香川県告示第414号、平成22年香川県告示第423号及び平成23年香川県告示第76号で変更した区域の供用開始
		10.8~74.6	1,883	
	後	6.6~26.6	3,434	
		10.8~74.6	1,883	

- 4 供用開始の期日 平成23年5月31日